プライスキャップ規制の見直しについて

令和4年12月21日

事務局

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当で あるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すこ とができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報) 公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報) 光IP電話(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、 基本料金額が一定の条件のもの)



具体的な規制内容

契約約款を作成し、 総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東日本・西日本)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

・フレッツ光・フレッツ I SDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



<u>プライスキャップ規制</u> D対象

全ての電気通信役務

競争事業者の

- 電話(通話)
- FTTH
- ADSL
- · ISDN
- 専用サービス
- P電話(OAB~J-IP電話^{※1}及びO5O-IP電話)
 ※1 基礎的電気通信役務に該当するOAB~J-IP電話を除く

携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務

(保障契約約款届出対象役務)

(ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、 それらの設備を用いて提供するサービスであって、 他の電気通信事業者による代替的なサービスが 十分に提供されない電気通信役務)

NTT東日本・西日本の

- FTTHフレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス <-般専用サービス 等>
- OAB~J- I P電話 <ひかり電話>※2
- その他 <フレッツ I SDN 等>

※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、 基礎的電気通信役務にも該当

基礎的電気通信役務(契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

競争事業者の

- 電話
 - (加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・加入電話に相当するOAB~J-IP電話

(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

NTT東日本・西日本の加入電話に相当するOAB~J-IP電話(基本料)

(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

NTT東日本・西日本の

- 加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- •第一種公衆電話※3(市内通話、離島特例通話、緊急通報)
 - ※3 戸外における最低限の通信手段として設置(市街地においては1km四方に1台、それ以外の地域においては2km四方に1台設置。)されている公衆電話

特定電気通信役務

(プライスキャップ規制対象役務)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

NTT東日本・西日本の

- 加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ISDN(加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話)
- 公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

NTT東日本・西日本の

• その他 <フレッツADSL 等>

上限価格方式(プライスキャップ制度)について①

上限価格方式とは

- 料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを 提供する電気通信事業者は、その**料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とする**もの。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから 自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、 その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、 利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・ 西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年 (2000)10月から上限価格方式(プライスキャップ制度)を導入。(電気通信事業法第21条)

プライスキャップ制度の対象サービス(特定電気通信役務)

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)(電気通信事業法施行規則第19条の3)
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定(電気通信事業法施行規則第19条の4)

種別	対象サービス	
音声伝送バスケット	加入電話·ISDN、公衆電話、番号案内料	
加入者回線サブバスケット	加入電話·ISDN(基本料、施設設置負担金に限る)	

プライスキャップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。(電気通信事業法第21条第2項)

上限価格方式(プライスキャップ制度)について②

基準料金指数

・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

基準料金指数=前適用期間の基準料金指数 × (1 + CPI^{※1} - X値 + 外生的要因^{※2})

※1:CPI:消費者物価指数変動率

※2:外生的要因:消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

・基準料金指数は、<u>平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用</u>。 適用開始日の90日前(毎年6月末)までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法施行規則第19条の5、第19条の7)。

生産性向上見込率(X値)

- ・基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)は、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(電気通信事業法施行規則第 19条の5第4項)
- ・X値は、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定。現在のX値は、令和3年(2021)年10月から令和6年(2024)年9月まで適用。

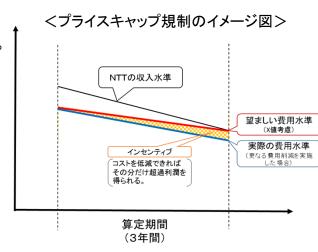
(参考)

・X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

収入×(1+消費者物価指数変動率-X値) $^3=費用+適正報酬額+利益対応税額$ $^{(CPI)}$

・これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の 予測値からX値を算定

X値=1+消費者物価指数変動率- ³/(費用 + 適正報酬額 + 利益対応税額)÷収入 (CPI)



実際料金指数

現在の料金額×前年度のトラヒック

平成12年(2000年)4月の料金額×前年度のトラヒック

Pti: 通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

Poi:法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でPtiに対応するもの

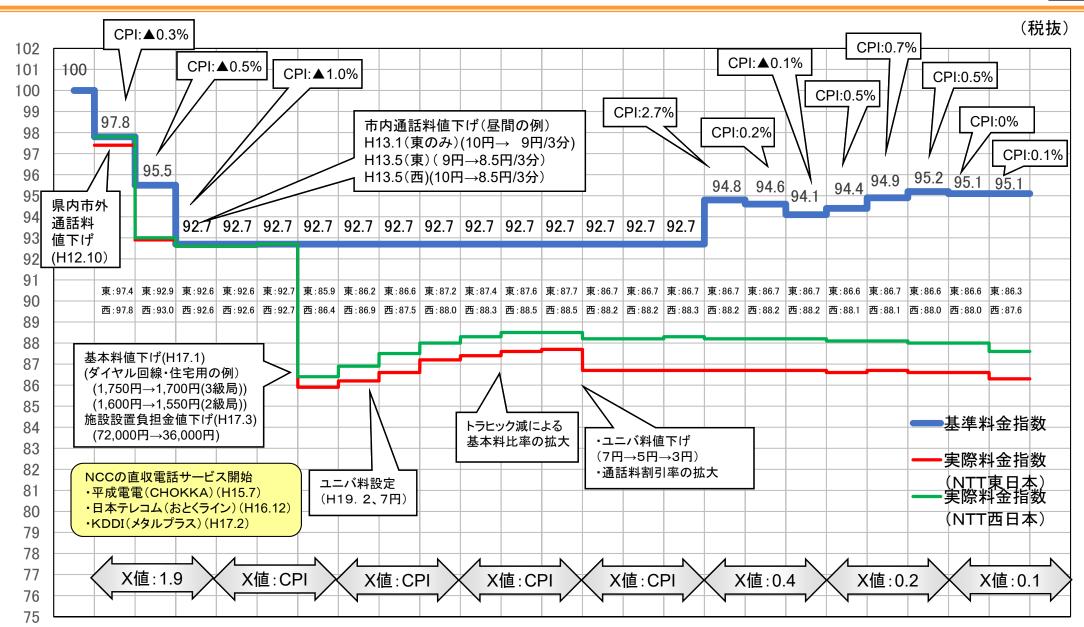
Si: Ptiが適用される電気通信役務の基準年度における供給量

(電気通信事業法施行規則第19条の6)

具体例

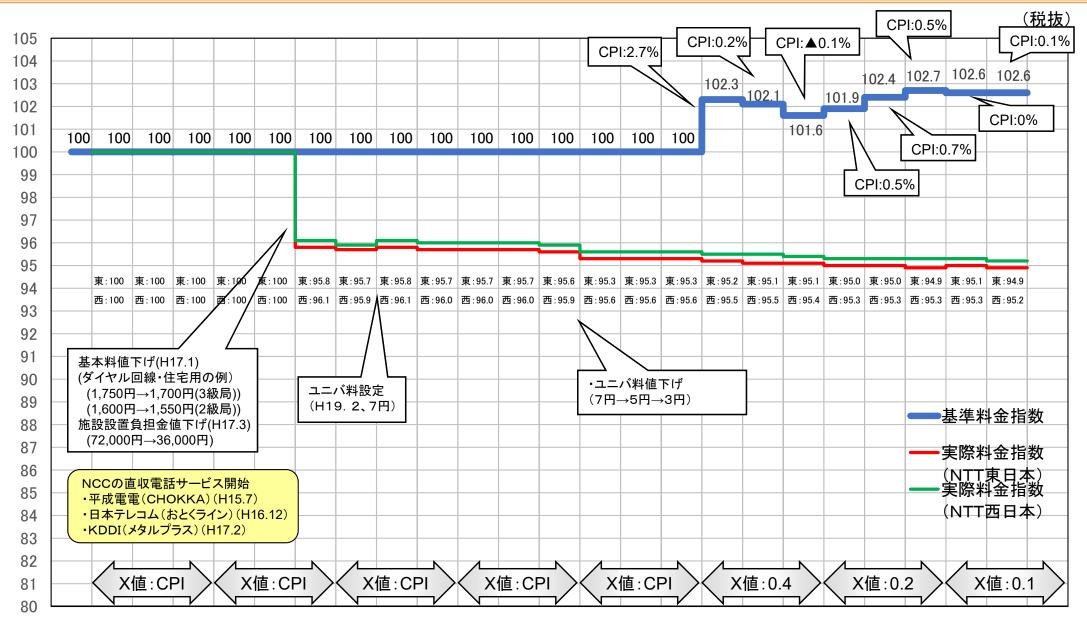
	2000年料金(Poi)	2022年料金(Pti)	2021年度通信量(Si)
A通話料	20円	24円	100
B通信料	30円	25円	50

料金指数=現在料金×現在トラヒック÷2000年料金×現在トラヒック =((24×100)+(25×50))÷((20×100)+(30×50))×100=104



H11. 10 H12. 10 H13. 10 H14. 10 H15. 10 H16. 10 H17. 10 H18. 10 H19. 10 H20. 10 H21. 10 H22. 10 H23. 10 H24. 10 H25. 10 H26. 10 H27. 10 H28. 10 H29. 10 H30. 10 R1. 10 R2. 10 R3. 10 R4. 10 R5. 10

- ※ X値···生産性向上見込率
- ※ CPI···消費者物価指数変動率
- ※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。



H11. 10 H12. 10 H13. 10 H14. 10 H15. 10 H16. 10 H17. 10 H18. 10 H19. 10 H20. 10 H21. 10 H22. 10 H23. 10 H24. 10 H25. 10 H26. 10 H27. 10 H28. 10 H29. 10 H30. 10 R1. 10 R2. 10 R3. 10 R4. 10 R5. 10

- ※ X値···生産性向上見込率
- ※ CPI···消費者物価指数変動率
- ※ 加入者回線サブバスケットは、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料に限る)を対象とする。

背景

- 1. NTT東西のIP網への移行により、<u>令和6年1月から</u>NTT東西の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、<u>通話</u> 料が全国一律料金に改定(料金体系の変更)される。
- 2. 現在のプライスキャップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位で基準料金指数を設定しているが、**2つのバスケットの内容が近接**してきている。
- 3. 基準料金指数の算定に必要な<u>生産性向上見込率(X値)は</u>、消費者物価やコスト動向を反映し算定しているが、 従来通りの計算方法による算定では、<u>マイナス(料金値上げ容認)となる状態が続いている</u>。

検討項目

【令和4年度内に結論をいただきたい事項】

- 1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応 NTT東西の料金変更が、基準料金指数の適用期間中に行われるため、実際料金指数の算出方法、基準料金 指数及び生産性向上見込率(X値)の変更の要否について検討。
- 2, 対象サービスの検討 社会経済環境の変化に合わせた対象サービス(音声伝送バスケットの大半を占める<u>加入者回線サブバスケッ</u>トの要否等)について検討。

【令和5年夏までに結論をいただきたい事項】

3. マイナスX値の扱い 今後も想定される<u>マイナスX値の扱い</u>について検討。

【令和5年度末までに結論をいただきたい事項】

4. 令和6年10月から適用されるX値及び基準料金指数の算定

論点	R4年12月	R5年1月~3月	4月~9月	10月~12月	R6年1月~3月	4月~6月
1, 2	第1回 論点提示 (マイグレ	第1次報告 第1次報告 マイグレ対応 対応等)	芯等) → 情郵審諮問(省令改正)	等		
3		第 4 回 論点: (X値I	是示 (X值関連)			
4				論点提 (指数		算定)

第1回 (12月21日)

検討事項説明(全体)、論点提示(1,2)、NTT東西からのヒアリング

第2回 (1月23日)

骨子(1, 2)

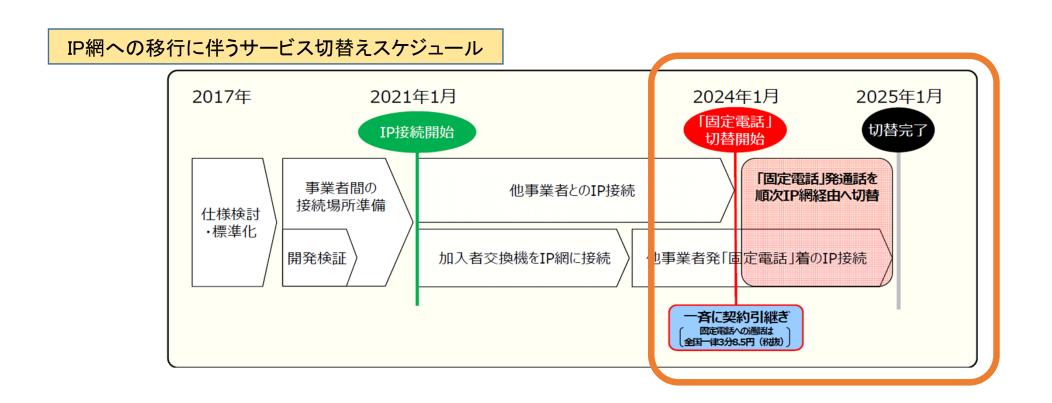
第3回 (2月13日)

第1次報告案

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

<令和4年12月~令和5年3月(予定)>

- ◆「固定電話」発信の通話のIP網経由への切替は、令和6年(2024年)1月から令和7年1月までに実施される予定。
- ◆「固定電話」の切替開始時に、加入電話の契約を一斉にメタルIP電話に引き継ぎ、新たな料金を適用。
- ◆現在は<u>距離別としている通話料金体系について、令和6年1月以降は、全国一律料金に変更</u>。
 - ※距離別の料金を撤廃することにより、IP-IP接続では事業者間で精算のためのエリア情報の流通を行わないことを事業者間で合意
- ◆同時に、<u>令和6年1月以降、固定電話からの国際電話も新たに提供予定</u>。
- ◆基本的な音声サービスは維持し、利用者宅内での工事は不要で、電話機等もそのまま利用可能。



- ◆ 令和6年1月以降、距離別料金体系が撤廃され全国一律料金として提供されることとなる予定。
- ◆ また、固定電話からの国際通話も新たに提供開始される予定。

基本料(月額・税込)

現状

		事務用	住宅用
加入電話(注)	3級取扱所	2,750円	1,870円
	2級取扱所	2,585円	1,705円
	1級取扱所	2,530円	1,595円

(注)施設設置負担金の支払いを要するプランのダイヤル回線用の場合

通話料(稅込)

現状

固定	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分~11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分~11円/90秒 <距離段階・時間帯別・ <mark>県間通話未提供</mark> >
定電話	携帯電話着	17.6円/分
発	050IP電話着	11.55~11.88円/3分 <事業者別>
公衆電話	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円~8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円~13.5秒/10円 <距離段階・時間帯別>
	携帯電話着	15.5秒/10円
発	050IP電話着	17.0~18.0秒/10円

固定発国際通話	提供なし
---------	------

IP網への移行後

事務用	住宅用
現状と「	司額

IP網への移行後

9.35円/3分 <全国一律·全時間帯>
現状と同額
11.55円/3分
56秒/10円 <全国一律·全時間帯>
現状と同額
18.0秒/10円

9円~/1分 <国・地域別料金>

【IP網への移行後の料金】

固定発国際通話

(令和4年度内)

◆ 令和6年1月以降にNTT東日本・西日本により提供(料金設定)されることとなる県間通話、国際通話について、どのように扱うべきか。

【現在のプライスキャップ規制の対象範囲】

NTT東日本・西日本が提供する

- ・加入電話(加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話等)
- ・ISDN(加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話)
- •公衆電話

*本 44 44 / 44 * 7 | 1

週 百科 (祝込 <i>)</i>	2017
固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分~11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分~11円/90秒 <距離段階・時間帯別・県間通話未提供>
携帯電話着	17.6円/分
050IP電話着	11.55~11.88円/3分 <事業者別>
固定電話着	昼間·夜間:56秒/10円~8秒/10円 深夜·早朝:76秒/10円~13.5秒/10円 <距離段階·時間帯別>
携帯電話着	15.5秒/10円
050IP電話着	17.0~18.0秒/10円
	固定電話着 携帯電話着 050IP電話着 固定電話着 携帯電話着

IP網への移行後

9.35円/3分 <全国一律·全時間帯>

現状と同額

11.55円/3分

56秒/10円 <全国一律·全時間帯>

現状と同額

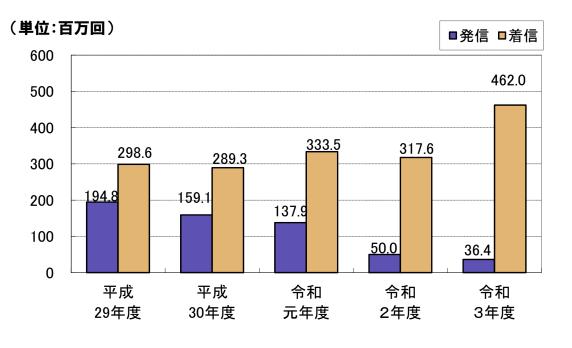
18.0秒/10円

9円~/1分 <国・地域別料金>

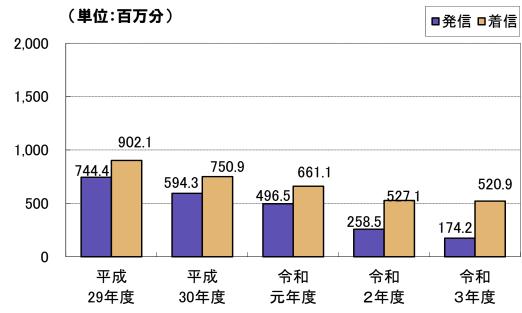
提供なし

現状

【国際電話の発着信別通信回数の推移】



【国際電話の発着信別通信時間の推移】



年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発信(百万分)	194. 8	159. 1	137. 9	50. 0	36. 4
対前年度比増減	▲ 8.4%	▲ 18.3%	▲ 13.3%	▲ 63. 7%	▲ 27. 1%
着信(百万分)	298. 6	289. 3	333. 5	317. 6	462. 0
対前年度比増減	15. 1%	▲ 3.1%	15. 2%	▲ 4.8%	45. 5%
発信:着信	39:61	35:65	29:71	14:86	7:93

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発信(百万回)	744. 4	594. 3	496. 5	258. 5	174. 2
対前年度比増減	▲ 13.0%	▲ 20. 2%	▲ 16.5%	▲ 47. 9%	▲ 32. 6%
着信(百万回)	902. 1	750. 9	661. 1	527. 1	520. 9
対前年度比増減	9. 7%	▲ 16.8%	▲ 12.0%	▲ 20. 3%	▲ 1.2%
発信:着信	45:55	44:56	43:57	33:67	25:75

(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

(令和4年度内)

◆ 令和6年1月から始まる「メタルIP電話」は加入電話に相当するものであるため、サービスの変更ではなく、<u>料金体系の変更として捉え、料金指数の算出について適切な計算方法を検討すべきではないか。</u>

固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申 ~移行後のIP網のあるべき姿~

情報通信審議会 (平成29年3月28日)

3.3 利用者料金規制の在り方 3.3.2 具体的方向性(考え方)

<u>IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話</u>は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい固定電話サービスとして現在の加入電話と同様の性格を有するものと考えられる。このため、メタルIP電話(ISDN電話及び公衆電話も含む)を特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制(プライスキャップ規制等)を課すことが適当である。

「電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方」

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月28日)

第3章 料金指数の算出方法 第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

2 新サービスの扱い

(略)既存サービスと類似性があり、代替性があるサービスについては、サービスの開始により、既存サービスから新サービスへの利用シフトが起こった場合に実質的な料金変動効果があるため、料金指数に反映させることが適当であると考えられる。

(中略)類似のサービス(既存サービス、既存の新サービス、新サービス)を同一の料金指数算出単位として扱うこととする。

- ① 供給量は、「既存サービス+既存の新サービス+新サービス」の合計値を使用する。
- ② 料金水準は、以下の値を使用する。
 - P₀=料金基準時点の「既存サービス、既存の新サービスの料金の加重平均値」
 - P:=直近時点の「既存サービス、既存の新サービス、新サービスの料金の加重平均値」
- 3 料金体系の変更を伴う料金改定時の扱い

料金体系の変更については、単純な料金値下げと異なり、料金指数に与える影響を単純に算出することができないため、個々について、 料金の変更前後でユーザ負担にどのような影響を与えるかを明らかにした上で、料金指数の算出に反映させる方法を考える必要がある 考えられる。

(中略)

料金体系に大幅な変更を加える場合については、実際にこのような<u>料金設定が行われた時点において、個々のケースに応じて適切な計</u> **算方法を検討する**ことが必要となると考えられる。

(令和4年度内)

◆ 現行の実際料金指数は、距離別料金を前提として算出されていることから、全国一律料金を前提とした算出方法に変 更する必要があるのではないか。

実際料金指数

Pti:通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

●料金指数= ∑PtiSi ∑PoiSi ×100

Poi:最初の基準料金指数の適用の日の6月前(平成12年4月)における料金額でPtiに対応するもの

Si: Ptiが適用される電気通信役務の基準年度における供給量

〇電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(料金指数の算出方法)

第十九条の六 法第二十一条第一項 の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数=(ΣPtiSi÷ΣPoiSi)×100

Ptiは、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

Poiは、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でPtiに対応するもの

Siは、Ptiが適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、**料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定める**ものとする。

現在

- ・距離別トラヒックを取得し、個々の料金区分ごとに計算。
- ・基準となる料金は平成12年4月時点。

X

~20km

100km~

前年度トラヒック

~20km

100km~

H12年4月料金

案(1)

- ・変更後の料金体系に合わせて、全国トラヒックに基づき計算する。
- ・平成12年4月時点の料金区分に併せたトラヒックを取得しないため、基準料金をどのように考えるべきか検討が必要。 【次頁】

案②

- ・実際料金指数算出のために距離別トラ ヒックを取得し、従来通りの算出方法を 継続する。
- ・基準となる料金は平成12年4月時点。

X

~20km

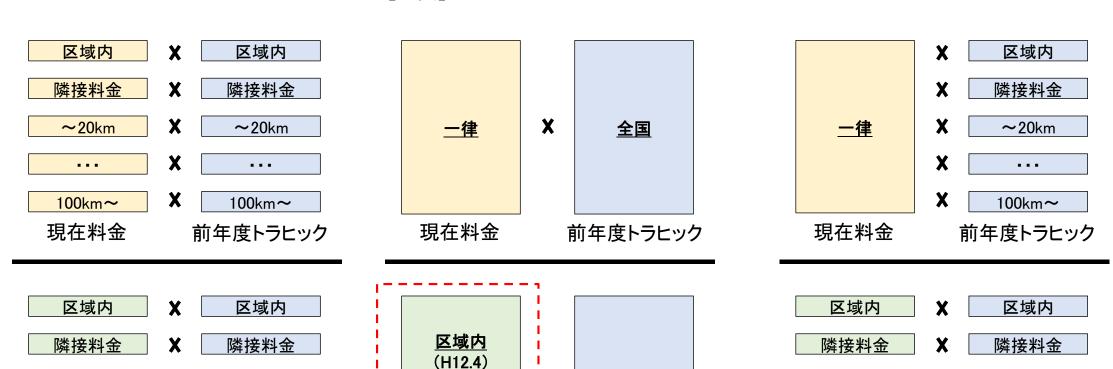
100km~

前年度トラヒック

~20km

100km~

H12年4月料金



X

OR

<u>一律</u> (R6.1)

基準料金

全国

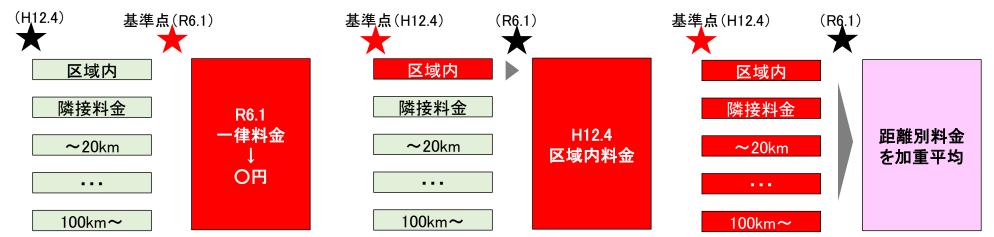
前年度トラヒック

(令和4年度内)

◆ 変更後の料金体系に合わせて距離別トラヒックを取得しない場合、基準料金をどのように設定すべきか。

(税抜)

		案①-1	案①-2	案①-3
基	基準点	令和6年1月	平成12年4月	平成12年4月
基	準料金	全国一律料金 8.5円→〇円	区域内料金	全国一律料金 〇円 (距離別料金を踏まえた加重平均)
		通話料に係る料金体系が変わることから、 変更後の料金体系に基準点とする	料金の基準点は維持する	料金の基準点は維持する
特徵	基準料金		新料金は、変更前の区域内料金と同水準となることから、平成12年4月時点の区域内料金を基準料金とする	平成12年4月時点の料金について、距離別 トラヒックで加重平均をとる
	課題	令和5年12月末時点の基準料金指数と実際料金指数との差分を反映するための調整が必要	区域外の距離別料金の存在が考慮されない	いつの時点のトラヒックで加重平均を取るか



通信料等の記録

●特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、料金指数の算出のために必要なデータの記録が義務づけられている。

〇電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(通信量等の記録)

第二十二条 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める方法により、その提供する特定電気通信役務の通信量、回線 数等を記録しておかなければならない。

〇電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(通信量等の記録方法)

第二十一条 法第二十二条の方法は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとに、料金の課金単位により電気通信役務の通信量、回線数その他の供給量を記録する方法により行うものとする。

電気通信分野における新たな料金制度の運用の在り方

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成10年9月8日)

第Ⅴ章

第5節 料金指数の算出方法

1 通信量、回線数等の記録

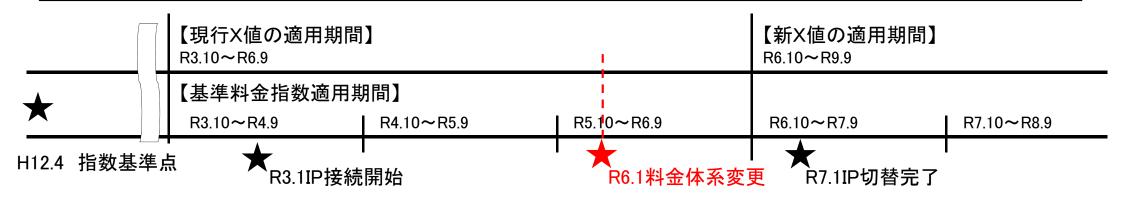
料金指数を算出するためには、少なくとも、料金額ごとの通信量、回線数等が必要であるが、料金体系を変更する場合(距離区分の変更、課金秒数の変更等)における料金指数の適正性を確保するため、通信量、回線数等は、できるだけ詳細に記録することが望ましい。

しかしながら、<u>あらゆる料金体系の変更に対応できるよう通信量、回線数等を記録することは、事業者に過度の負担をもたらすこととなることから、当面は、現在の料金体系に基づく記録を行うこととし、料金体系の変更を行う場合には、計量モデルなどの一定の合理的な方法により、料金指数を算出することが適当</u>である。

なお、上限価格方式導入後の料金体系の多様化の動向を踏まえ、より適切かつ詳細な記録方法の在り方について、 検討を行っていくことが求められる。

(令和4年度内)

◆ 令和6年1月の利用者料金変更に併せて、<u>適用期間中のX値及び基準料金指数を変更する必要があるか</u>。



「上限価格方式の運用に関する考え方について」

上限価格方式の運用に関する研究会(令和3年3月)

第9章 今後の検討課題等について

第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

(3) IP網へのマイグレーションに向けた検討の必要性について (略)

【現時点で想定される主な検討課題の例】

- ●<u>基準料金指数について</u>、今回算定したX値を元に、3か年の間、毎年10月から1年間適用されることとなるが、令和5年10月から適用される指数については、令和6年1月以降、メタルIP電話の提供が開始され、<u>利用者料金の変更が予定されていることから、期の途中で指数を変更するか。</u>
- ●X値について、現在の費用予測は決算値(PSTN網を前提)を元に算定しており、IP網に係る決算データが十分に得られていないことについて、どう考えるか。
- ●実際料金指数について、現在は距離別の料金額に前年度の供給量を乗じること等により算定しているが、メタルIP電話の導入により全国 一律料金が見込まれている中で、指数の連続性をどのように確保するか。(例:何らかの仮定を置いた上で現在の算定式を維持するか) 上記の各論点については、現時点ではメタルIP電話の提供条件やNTT東日本・西日本のネットワーク構成等の詳細が明らかになってい ないことから、検討を行うことは困難であるが、今後、メタルIP電話の提供開始後の取扱いにも留意しつつ、移行期の指数の考え方につい て整理することが必要である。その場合、IP網への移行が次期X値の適用期間に実施されることを踏まえ、利用者の利便を確保する観点 から、次々期X値の算定(3年後)を待たずに検討を開始する必要がある。

(令和4年度内)

- ◆ X値については、算定のために必要なNTT東日本・西日本の収入予測及び収入費用に対する料金体系の変更の影響 を踏まえて検討すべきではないか。
- ◆ 基準料金指数については、実際料金指数の算出方法及びX値の扱いに応じて対応すべきではないか。

【X値の算定方法】

X値=1+消費者物価指数変動率 $\sqrt[-3]{}$ (費用+適正報酬額+利益対応税額)÷収入

- ①NTT東日本・西日本の予測収入 …固定電話回線数について<u>直近決算年度までの複数年の実績データを用いて回線数の予測変化率を計算</u> し、回線数等に単金を乗じることで予測収入を算定
- ②NTT東日本・西日本の予測費用 …<u>直近決算年度の費用実績に基づき次期X値適用期間の費用を予測</u>し、これに同期間に見込まれる経営 効率化施策を織り込み予測費用を算定
- ③適正報酬額 …<u>直近決算年度の正味固定資産価額や資本比率及ぶ負債比率等を踏まえ、次期X値適用期間最終年度</u> の推計値を算定
- ④利益対応税額 …適正報酬額のうち自己資本費用等に利益対応税を乗じて、次期X値適用期間最終年度の推計値を算定
- ⑤消費者物価指数変動率 …政府機関等の公表値に基づき予測

【適用開始時期と決算年度】

	X值開始時期	X値算定時期	直近決算年度		
通常サイクル	令和3年10月	令和3年3月	令和元年度		
	:			PSTNのみの決算値	
【検討対象】	令和6年1月	令和5年6月	令和3年度		
通常サイクル	令和6年10月	令和6年3月	令和4年度		
	令和7年10月	令和7年3月	令和5年度	移行期の決算値	
	令和8年10月	令和8年3月	令和6年度		
通常サイクル	令和9年10月	令和9年3月	令和7年度	IP接続のみの決算値	

〇電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(基準料金指数の通知期間)

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする

公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて(抜粋)

<平成23年3月14日物価担当官会議申合せ(最終改定:令和2年10月1日)>

- 1. 重要な公共料金等(別紙1に掲げるもの)の新規設定及び変更(引下げの場合を除く。)については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)に付議する。
- 2. 上記以外の公共料金等(別紙2に掲げるもの)の新規設定及び変更(引下げの場合を除く。)については、所管省庁が認可等をする に当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
- 3. その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
- 4. ただし、1. 及び2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
- 5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
- 6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

別紙1物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

所管	公共料金等の種類
<u>総務省</u>	(2)NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法 の設定又は変更 (3)NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指 数が(2)の基準料金指数を超える変更

2. 対象サービスの検討

<令和4年12月~令和5年3月(予定)>

(令和4年度内)

◆ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要はないのではないか。

【音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット】

種別	対象サービス			
音声伝送バスケット	加入電話·ISDN(基本料、施設設置負担金、通話·通信料)、公衆電話(通話·通信料)、番号案内料			
加入者回線サブバスケット	加入電話·ISDN(基本料、施設設置負担金)			

【音声伝送バスケットに加入者回線サブバスケットが占める割合】

		平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
1 177 7	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
収入	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

【加入者回線サブバスケットのX値】

	X値	理由	
平成18年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難	
平成21年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難	
平成24年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難	
平成27年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準	
平成30年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準	
令和3年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準	

電気通信分野における新たな料金制度の運用の在り方

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成10年9月8日)

第Ⅴ章

第3節 特定電気通信役務の種別(バスケット・サブバスケット)

- 1 概要
 - (2)基本的な考え方

(略)

なお、一つの役務を対象とした種別(バスケット)の中でも、<u>料金体系や競争状況の違いを踏まえ、必要に応じてより</u> 細分化した種別(サブバスケット)を設けることが適当であると考えられる。

また、特定電気通信役務の範囲と同様、<u>種別の設定についても、現実の市場における競争の進展状況やサービスの普及状況に応じて柔軟に見直していく必要がある</u>。

- 3 サブバスケットの在り方
- (1) 加入者回線設備(端末系伝送路設備)を用いて提供されるサービス

電話・ISDNサービスのうち加入者回線設備を用いて提供されるサービスについては、NTT以外の事業者が加入者回線を設置することは容易でなく、市内通信や県内市外通信に比べ、独占的に提供されていることから、加入者回線設備を用いて提供されるサービスを独立した種別とし、その料金である基本料や施設設置負担金に対して基準料金指数を設けることが適当であると考えられる。

他方、これに対しては、加入者回線設備を用いて提供されるサービスにサブバスケットを設けることは、事業者の料金設定の自由を現行制度以上に制約するため望ましくないとの反論が予想される。

これについては、認可制は個々の料金額そのものの適正性を行政が審査するのに対し、上限価格方式はある種別全体の料金水準が上限価格を超えていない限り料金設定が自由となるため現在より料金体系の自由度は高まること、また、市内通信サービスや県内市外通信サービスの分野では、競争が出てきているところもあるため、むしろ加入者回線設備を用いて提供されるサービスと市内通信サービスや県内市外通信サービスとの間の内部相互補助を防止する必要性が高まっていることから、加入者回線を用いて提供されるサービスについてサブバスケットを設けることが必要であると考えられる。

3. マイナスX値の扱い

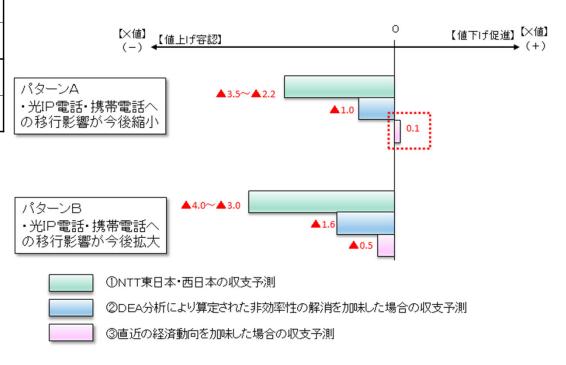
<令和5年春~令和5年夏(予定)>

(令和5年夏)

◆ X値について、NTT東西の経営効率化分析及びDEA分析のみにより算定した場合、<u>当然に正の値が得られると期待することが難しくなっている。現在は、ミックス生産性準拠方式とDEA分析を用いているが、新たなX値の算定方法を検討する必要があるか。</u>

【令和3年X値の試算結果(音声伝送バスケット)】

			NTT東日本	NTT西日本	
	NTT東日本·西日本	パターンA	▲ 2.2%	▲3.5%	
	の収支予測	パターンB	▲3.0%	4 .0%	
	DEA分析により算定	パターンA	▲1.0%		
2	された非効率性の解 消を加味	パターンB	▲ 1.6%		
	直近の経済動向を	パターンA	0.1%		
3	<u>加味</u>	パターンB	▲0.5%		



電気通信分野における新たな料金制度の運用の在り方

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成10年9月8日)

第Ⅴ章

第4節 基準料金指数の算定方法

- 1 概要
 - (2)基本的な考え方

電気通信サービスは一般の財・サービスに比べ、生産性向上率が高いと見込まれることから、電気通信料金は一般の財・サービスの生産性向上分を織り込んだ物価の変動率から電気通信分野特有の生産性向上分を差し引いた水準で推移すべきものと考えられる。したがって、毎年の基準料金指数は、物価上昇率から生産性向上見込率(X)を差し引いた改定率を前回の基準料金指数に乗じることにより算定することとする。X値は、需要及び合理的な将来原価の予測に基づき、電気通信分野に特有の生産性向上見込率を算定することとする。

3. 生産性向上見込率(X)の算定・設定

上限価格方式においては、事業者の過大な超過利潤の発生を防止するとともに、事業者に自主的な経営効率化インセンティブを賦与する観点から、需要予測や適正な原価予測に基づき、電気通信分野に特有の生産性向上見込率を表す数値としてX値を算定し、一定期間固定することとする。

(1)生産性向上見込率の算定

生産性向上見込率の算定に当たっては、その設定期間における需要を予測し、現在の生産性に基づく将来原価(例えば、現行料金水準での収入水準が現在の生産性の下での費用水準を表していると仮定した場合は、現行料金水準での収入予測が予測原価となる。)と将来的な生産性向上分を織り込んだ将来原価との関係において、生産性向上見込率を算定することとする。生産性向上見込率の算定においては、需要予測が大きな影響を与えることから、適正かつ妥当な予測を行うことが求められる。その場合、サービスの需要予測だけでなく対象事業者のシェアの予測が必要となる。需要の予測に際しては、より客観的な方法を用いることが望ましいことから、時系列モデルや説明変数モデル等の統計的予測方法を使用することが適当であると考えられるが、他事業者の参入や事業動向など個別の事情についても考慮していく必要がある。一方、生産性向上を含めた将来原価の推計にあたっては、X値が電気通信分野特有の生産性向上率を表すものであることから、事業者の過去の会計データに基づき、全要素生産性向上率(TFP:Total Factor Productivity)を用いる方法、他事業者の生産性向上と比較するヤードスティック方式を用いる方法、個別原価項目ごとに適切に審査する方法が考えられるが、具体的には、事業者の費用構造も踏まえ、引き続き検討する必要がある。

ミックス生産性 準拠方式

事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式。

NTT東西に収支予測

NTT東西の収支予測 +総務省検証

NTT東西の収支予測+ DEA分析

複数の分析対象の実績データのうち、最も効率的な分析対象の生産性を基準として、他の効率性を計測する手法

→具体的には、NTT東日本・西日本の支店において最も効率的な支店を基準として、 他の支店の非効率性を分析する。

NTT東西の収支予測+ SFA分析

生産関数を推計し、その生産関数が確率的に不確定であるという仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率に分離して非効率を計測する手法。

→具体的には、モデルとして生産関数を設定した後、NTT東日本・西日本の支店における生産関数からの乖離部分について非効率性を分析する。

フル生産性準拠方式(TFP分析 全要素生産性向上率)

事業者の費用情報から独立した外生的データである全要素生産性向上率を基にX値を算定する方式。

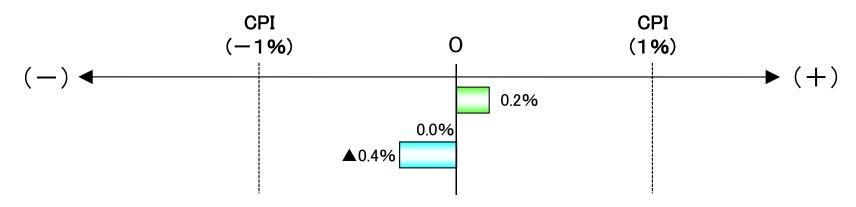
→基準年の採り方により算出される数値が変動する可能性があり、また、サービス毎の費用構造や生産性 の差異を反映できないことなどから、今まで採用実績なし。

X值算定

(令和5年夏)

◆ 従来通りにX値を算定することとした場合、<u>算出結果がマイナスとなる場合にどのように扱うべきか</u>。

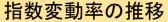
【CPIとX値の関係(イメージ)】

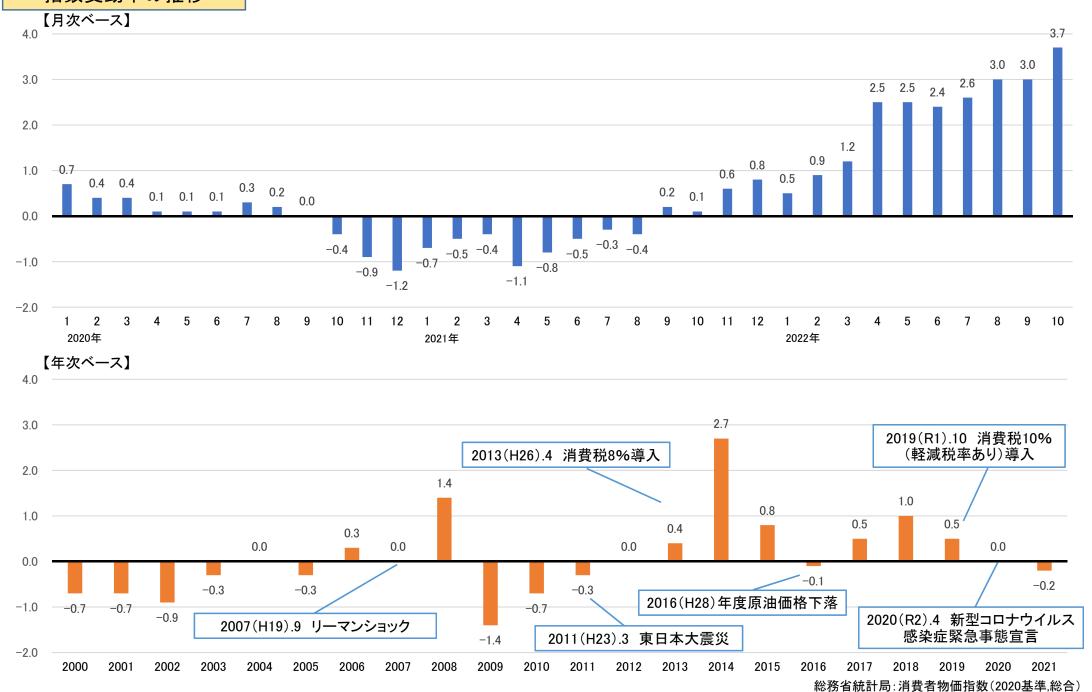


CPI	算定X値	基準料金指数	適用X値
	+	CPI>X値∶値上げ促進↑ CPI <x値∶値下げ促進↓< td=""><td></td></x値∶値下げ促進↓<>	
+(物価上昇局面)	0	値上げ促進↑	
		値上げ促進↑	
	+	値下げ促進↓	
一(物価下降局面)	0	値下げ促進↓	
	_	CPI>X値 : 値下げ促進↓ CPI <x値 :="" td="" 値上げ促進↑<=""><td></td></x値>	

過去のX値の考え方

		音声伝送バスケット	加入者回線サブバスケット		
平成12年	1. 9	・DEAによる経営効率化表を踏まえても、NTT東西の経営 効率化計画が明らかに不十分であって更に追加的な経 営効率化効果が不調とは認められない ・財政状態の厳しいNTT西に対して厳しい経営効率を求め ることとNTT東西においてX値の値を同一にすることによっ て料金格差が生じないようにする ・NTT西日本の下限報酬率 1.9%をNTT東西に適用	CPI	・料金値上げを容認するようなX値となる 恐れが強い ・具体的なX値の算定が困難	
平成15年	CPI	・市場が構造変化の過度期にある状況で、 <u>将来予測が困難であることやCPIの動向が不安定</u> であることを踏まえると、ゼロに近いプラスのX値をつけることは適当ではない・国民生活の社会経済活動に及ぼす影響が大きいことも踏まえ、 <u>値上げを防止する観点</u>	CPI		
平成18年	CPI	・PSTNからIP網への移行期であり、市場が動態的に変化することが想定される中、算定したX値が、CPIを中心にプラ	CPI	・具体的なX値の算定が困難	
平成21年	CPI	ス・マイナス両側に分散しており、 X値を一意に定めること が困難 ・IP網への移行に対する政策の中立性や公正競争といった	CPI		
平成24年	CPI	<u>政策的な観点</u>	CPI		
平成27年	0. 4	・DEA分析(試算された全てのX値がCPIを下回った)	音声伝送バス ケット準用		
平成30年	0. 2	·DEA分析	音声伝送バス ケット準用	・音声バスケットに占める割合が高く、同 一視できる水準	
令和3年	0. 1	·DEA分析+ <u>経済状況</u>	音声伝送バス ケット準用		





プライスキャップの運用に関する考え方について プライスキャップの運用に関する研究会(平成24年3月)

第8章 X値の算定の考え方について (2)X値算定についての考え方

4)X値をCPI連動と整理する場合の留意事項

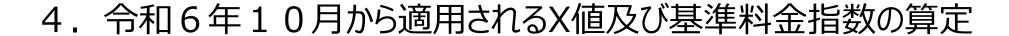
X値をCPI連動とする場合、NTT東西が値上げを行わない限りは基準料金指数と実際料金指数との間に一定の乖離が継続することとなるが、この場合事業者に経営効率化を促すことによって料金低廉化を促すというインセンティブ機能が十分に果たせないのではないかとの指摘もあり得る。

これに対し、仮に、一意にプラスのX値を定めれば基準料金指数と実際料金指数の乖離が解消する方向となる。しかし、X値は合理的な将来原価の予測に基づいて定めるものとされており、上述のとおり、プラス・マイナス両側に分散したX値の試算結果のうち、プラスのX値が他のX値に対して優位であると判断することはできないことから、一意にプラスのX値を定めることは困難である。

また、経営効率分析の結果計測された非効率を解消した場合のX値の試算結果にはプラスとなっているものもある一方、NTT東西から提出された収支予測に基づいて試算したX値はいずれもマイナスであり、固定電話回線数が継続して減少していく中で、今後、規模の経済性がより強くマイナスに働く可能性が高まることも考えられる。こうした費用予測の不確実性を除去することが困難な現状においては、基準料金指数と実際料金指数に一定程度の乖離があることをもって直ちに問題があるとまでは言えないと考えられる。

さらに、NTT東西が平成 22 年 11 月に公表した『概括的展望』によると、2025(平成37)年までにPSTNサービスを順次廃止することとされており、現在、PSTNからIP網への移行が進展しているものの、一方で、平成 23 年 12 月末時点で固定電話(加入電話+ISDN)は 3,000 万を超える契約数があり、次期X値適用期間において加入電話の利用者が相当程度存在することが考えられる。基準料金指数と実際料金指数との間に一定の乖離が継続する場合、今後、PSTNサービスについて一定程度の値上げを伴うことも想定され得るが、そうした場合でもプライスキャップ制度が過大な値上げを防止し、こうした利用者の利益を保護するためのセーフガードとして機能すると評価し得る。

なお、X値をCPI連動とすることは、利用者が支払う料金水準(名目値)を固定することを意味し、これは、物価の下降が想定される時期(デフレ期)であれば実質的に値下げを抑制する効果を有する一方で、逆に物価の上昇が想定されている場合(インフレ期)には、実質的に値上げを抑制する効果を有すると考えられる。次期X値適用期間においては物価の下降が想定されているものではなく、このような観点からもX値をCPI連動とすることは差し支えないと考えられる。



<令和5年冬~令和6年3月(予定)>

(令和5年度内)

◆ ミックス生産性準拠方式

X值=1+消費者物価指数変動率 $-\sqrt[3]{}$ (費用+適正報酬額+利益対応税額)÷収入

◆ 特定電気通信役務の収入予測

固定電話の回線数について2パターンで予測し、回線数等に単金を乗じる方法により収入を予測。

◆ 特定電気通信役務の費用予測

過年度費用実績に対し、①効率化施策を織り込んだ費用項目別の伸率、特定電気通信役務の役務費用構成比の変化率、及び、②回線数減少に伴う費用削減を踏まえて費用を予測。

◆ 特定電気通信役務の適性報酬額等

過年度の特定電気通信役務の正味固定資産に対する正味固定資産項目別単価の変動や、回線数の変化を織り込み算定。

◆ 消費者物価指数変動率

政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の実績値・予測値から推計。

◆ NTT東日本・西日本の経営効率化分析

経営効率性分析(DEA分析)により試算された非効率性を解消した場合の費用予測を算定。

- ◆ X値の算定
- ◆ その他今後の検討課題

参考資料

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が<u>当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務</u>であつて、<u>当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>

2~6 (略)

〈電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)〉

(指定電気通信役務の範囲)

- 第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてその全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの(次に掲げるものを除く。)とする。
 - 一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。)
 - 二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
 - 三 端末設備の提供に係る電気通信役務
 - 四 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(特定電気通信役務の料金)

- 第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の 範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数(電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。)により定め、その料金指数(以下「基準料金指数」という。)を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。
- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。
- 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が 当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを 除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変 更すべきことを命ずるものとする。
- 5~7 (略)

(通信量等の記録)

第二十二条 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める方法により、その提供する特定電気通信役務の 通信量、回線数等を記録しておかなければならない。 (特定電気通信役務の範囲)

- 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
 - 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
 - ニーデータ伝送役務
 - 三 専用役務

(特定電気通信役務の種別)

- 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。
 - 一 音声伝送役務
 - 二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同 じ。)のみを用いて提供されるもの

(基準料金指数の算定方法等)

- 第十九条の五 法第二十一条第一項 の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。 基準料金指数=前適用期間の基準料金指数×(1+消費者物価指数変動率-生産性向上見込率+外生的要因)
- 2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。
- 3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直近に終わる国の会計年度(次条において「基準年度」という。)又は暦年における消費者物価指数(総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。)の変動率とする。
- 4 <u>第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定</u> するものとする。
- 5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。
- 6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

(料金指数の算出方法)

- 第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。 料金指数= $(\Sigma PtiSi \div \Sigma PoiSi) \times 100$
 - Ptiは、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額
 - Poiは、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でPtiに対応するもの
 - Siは、Ptiが適用される電気通信役務の基準年度における供給量
- 2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定める ものとする。

(基準料金指数の通知期間)

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

(基準料金指数を超える料金指数の料金の認可の申請)

- 第十九条の八 法第二十一条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、料金の新旧対照及び次の事項を記載して提出しなければならない。
 - 一 実施期日
 - 二 料金の変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明
 - 三 基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情に関する説明
 - 四 料金の算出の根拠に関する説明
 - 五 料金の実施の日以降三年内の日を含む毎事業年度における申請に係る電気通信役務の収支見積り

(通信量等の記録方法)

第二十一条 法第二十二条の方法は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとに、料金の課金単位により電気通信役務の通信量、 回線数その他の供給量を記録する方法により行うものとする。

料金 契約約款 昭和60年4月 通信自由化 • 新規競争事業者参入(電気通信事業法施行) 認可制 認可制 (1985)■電気通信サービスの契約約款・料金は事前認可制 契約約款と料金の認可の分離 平成7年10月 一部届出制 (1995)■利用者利益に及ぼす影響が比較的少ない料金は事前届出 ■標準契約約款に合致する契約約款は「みなし認可」 ※平成8年12月 移動体通信料金を届出制に移行 (1996)届出制 第一種電気通信事業者の料金を原則届出化 平成10年11月 (1996)■特定電気通信役務に係る料金にプライスキャップ制を導入(実施は平成12年から) 平成12年10月 プライスキャップ規制運用開始 ■平成10年の事業法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の (2000)料金について、プライスキャップ規制の適用を開始 (※専用サービスは平成21年4月から対象外) 第一種電気通信事業者の契約約款を原則届出化 平成13年11月 届出制 (2001)■第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の契約約款は認可 ■ 卸電気通信役務制度の整備(契約約款・料金は事前届出) 平成16年4月 契約約款・料金の事前規制を原則撤廃 原則、事前規制撤廃 (2004)【特定の役務は事前規制】 ■基礎的電気通信役務:契約約款を作成し総務大臣に届出 ■指定電気通信役務 : 保障契約約款を作成し総務大臣に届出

: プライスキャップ規制の対象

■特定電気通信役務